類については、⑴アただし書きのとおり、パスワード発行申請時の平成26年11月４日から平成26年12月26日までに次に掲げる送付先に書留郵便により郵送するものとする。

添付書類の郵送先：

〒812―0013 福岡県福岡市博多区博多東２－９－13　東福第一ビル２階九州地方整備局一元受付ヘルプデスクあて

イ　郵送又は持参による申請の場合

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に、次に掲げる書類を添付して、〒100―8959 東京都千代田区霞が関３－２－２契約情報室に郵送又は持参すること。

㋐　測量等実績調書
㋑　技術者経歴書
㋒　営業所一覧表
㋓　登記事項証明書又はその写し
㋔　業務に関し法律上必要とする資格の証明書の写し
㋕　申請者が法人の場合にあっては、審査基準日の直前１年の事業年度の貸借対照表、損益計算書及び損益計算書に関する書類（株主資本等変動計算書及び注記表）、個人の場合にあっては、審査基準日の直前１年の事業年度の貸借対照表及び損益計算
㋖　納税証明書（国税通則法施行規則別紙第９号書式その３又はその３の２若しくはその３の３）の写し（発行日が申請日の３月前までの間のものに限る。）

⑶　日本語訳の付記等

ア　この公示により提出する書類であって、外国語で記載のものには、日本語の訳文を付記し、又は添付しなければならない。

イ　この公示により記名して印を押す必要がある場合においては、外国人にあっては署名をもってこれに代えることができる。

⑷　インターネットによる申請ができない場合

申請者が会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始決定又は民事再生法（平成11年法律第225号）基づく再生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再認定を受けていない場合。

４　競争に参加することができない者

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者
⑵　業務に関し法律上必要とする資格を有しない者
⑶　経営状態が著しく不健全であると認められる者

５　競争参加者の資格及びその審査

⑴　競争参加者資格　競争に参加することができる者は、⑵の規定により競争参加者の資格を有する業者とする。
⑵　資格審査の項目及び方法　競争に参加する資格を得ようとする者の資格の決定は、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第33条及び第36条に掲げる資格審査の項目により審査し決定する。

６　資格審査結果の通知

「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」により通知（郵送）する。

７　資格の有効期間

資格認定の日から平成29年３月31日までとする。

競争参加者の資格に関する公示

国道45号気仙沼湾横断橋小々汐地区下部工工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成 26 年 11 月 28 日

東北地方整備局長　縄田　　正

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04

１　工事名　国道45号気仙沼湾横断橋小々汐地区下部工工事（電子入札対象案件）
２　工事場所　宮城県気仙沼市小々汐地内
３　工事内容　橋台１基、橋脚１基、仮設工１式
４　工期　契約締結日の翌日から平成30年１月31日まで
５　申請の時期

平成26年11月28日から平成26年12月15日まで（土曜日、日曜日、休日を除く。）。なお、申請期限の日の翌日以降（土曜日、日曜日、休日を除く。）も、随時申請を受け付けるが、本工事の開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

６　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、東北地方整備局ホームページ（http://www.thr.mlit.go.jp）へアクセスして入手するものとする。
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、〒980―8602 宮城県仙台市青葉区二日町９番15号　東北地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話022―225―2171㈹に、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

①　特定建設工事共同企業体協定書㊁（下記７⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。
②　下記７⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（当該様式は、本工事の「入札公告（建設工事）」（平成26年11月28日付け支出負担行為担当官東北地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式２、３を使用して作成すること。）。

⑶　申請書類等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

７　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年３月31日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成26年３月31日付け公示」という。）５建設工事の①から⑤までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、平成26年３月31日付け公示６建設工事に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす３社以内による組み合わせとする。

ただし、経常建設共同企業体を構成員とすることはできない。

①　東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
②　東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（上記①の再認定を受けた者にあっては、当該認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。
③　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
④　本競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、東北地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の全ての構成員は、申請期限の日において次の要件を満たすものとする。

①　建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。
②　平成11年４月１日以降に、発注者から直接請負った者（以下「元請け」という。）として完成・引き渡しが完了した、下記⒜から⒞の要件を満たす橋梁下部工工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上の場合のものに限る。ただし、乙型共同企業体の実績については、出資比率にかかわらず各構